



森林セラピーイベント 参加者募集

問い合わせ 美杉総合支所地域振興課 ☎272-8082 FAX272-1119

桜と森林セラピーを楽しめるぜいたくな季節が到来。春を感じながら自然の中を歩いて、心も体もリフレッシュしませんか。

申し込み 申し込みフォームから、または電話で美杉総合支所地域振興課へ



申し込み
フォーム



イベント名	内 容	と き	と ころ	定員 (先着)	費 用	申込期間
おまかせセラピー 春を呼ぶ "幸草"ミツマタに会いたい	幸草(さきくさ)と呼ばれるミツマタの群生地へ。頬の緩む時間を過ごしませんか。	3月28日(金) 9時30分～15時	美杉町 石名原地内	10人	5,000円 (昼食付き)	3月10日(月)～ 19日(水)
おまかせセラピー 桜を五感 で楽しむウォーキングとヨガ	桜を見ながらウォーキングをして、体が軽くなるヨガをします。	3月29日(土) 9時～15時	君ヶ野ダム 湖畔コース	15人	4,500円 (昼食付き)	
火の谷温泉セラピーウォーク と不動寺の桜	不動寺で桜とミツマタを見ながら休憩。コース沿いを流れる神河川も見どころ。	4月6日(日) 11時～14時	火の谷温泉 コース	30人	2,000円 (昼食付き)	3月17日(月)～ 27日(木)
おまかせセラピー さくら・ サクラの石名原ウォーク	大妻池に伊勢本街道、森の音楽サロンでのランチ、美杉茶も味わいます。	4月8日(火) 9時30分～15時	美杉町 石名原地内	12人	5,000円 (昼食付き)	
おまかせセラピー みすぎ低 山ほっこりセラピー	朝の空気を感じながら低山をゆっくり登り、山頂でホットドリンクを楽しみます。	4月14日(月) 8時～12時	霧山コース	12人	2,000円	3月24日(月)～ 4月3日(木)



児童手当の手続きをお忘れなく

問い合わせ こども政策課 ☎229-3155 FAX229-3451

法改正による申請期限は3月31日(月)必着です

昨年10月に児童手当の制度が改正され、①所得制限の撤廃 ②高校生年代まで支給対象が拡大 ③第3子以降加算のカウント対象になる子が大学生年代まで拡大 となりました。

対象児童を養育している未申請の人は、申請書を提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

なお、令和6年10月分の受給資格がある人は、3月31日までに申請すると、令和6年10月にさかのぼって児童手当を受給できます。4月1日以降に申請書を提出した場合は、申請月の翌月からの支給となりますのでご注意ください。

※保護者が公務員の場合は勤務先で手続きをしてください。



4月以降も第3子以降加算を受給するために

第3子以降加算を受給している人のうち、4月以降の子の生計費負担の状況により手続きが必要な場合がありますので、チャートでご確認ください。期限までに提出がない場合、第3子以降加算を受給できない月が生じます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

